

2025 年 6 月 25 日

各 位

会社名 三菱ロジスネクスト株式会社
代表者名 代表取締役社長 間野 裕一
(コード番号 7105 東証スタンダード)
問合せ先 管理本部 総務部長 公受 正道
(TEL : 075-951-7171)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 25 日開催の当社取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 7 月 24 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 46,848 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,953 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	91,494,144 円
(5) 処 分 予 定 先	取締役（非常勤取締役・社外取締役を除きます。） 3 名 18,176 株 執行役員（その他執行役員に準ずるものを含みます。） 13 名 28,672 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023 年 5 月 23 日開催の当社取締役会において、取締役（非常勤取締役・社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2023 年 6 月 28 日開催の第 122 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本制度に基づき譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、取締役に對する金銭報酬枠とは別枠で年額 100,000 千円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として割り当てられた日から当該対象取締役が取締役及び執行役員（その他執行役員に準ずるものを含みます。）のいずれの地位から退任又は退職するまでの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等については、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度において、当社は、対象取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役に、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込ませることにより、譲渡制限付株式を割り当てます。

本制度に基づき対象取締役に對して当社普通株式として発行又は処分される譲渡制限付株式の総数は、年200,000株以内（なお、当社普通株式の株式分割、株式無償割当又は株式併合が行われるなど株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、譲渡制限付株式の数を合理的に調整することができるものとします。）といたします。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たり払込金額は、譲渡制限付株式の割り当てに係る当社取締役会決議日前営業日の東京証券取引所における当社普通株式終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

なお、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割り当てを受けた譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が譲渡制限付株式を無償で取得すること

また、本株主総会における対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の承認決議を受け、当社取締役会において、執行役員（その他執行役員に準ずるものを含みます。以下、対象取締役と合わせて「対象取締役等」といいます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決定しております。

本日、当社取締役会の決議により、対象取締役に対する本株主総会から翌年開催予定の定時株主総会までの期間（割当対象者が執行役員（その他執行役員に準ずるものを含みます。）の場合には、本割当決議日の属する事業年度の開始日から当該事業年度の終了日までの期間と読み替えます。）に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役3名及び執行役員（その他執行役員に準ずるものを含みます。）13名に対し金銭報酬債権合計91,494,144円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、対象取締役等に、支給された本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込ませることにより、譲渡制限付株式として当社普通株式46,848株を割り当てることといたしました。対象取締役等に対する金銭報酬債権の額は、当社取締役会の委任に基づき、当社指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役社長が決定しております。また、本金銭報酬債権は、対象取締役等が当社との間で、以下の内容をその内容に含む本割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限の内容

対象取締役等は、2025年7月24日（譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）が割り当てられた日）から取締役及び執行役員（その他執行役員に準ずるものを含みます。）のいずれの地位からでも退任又は退職する日までの期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により、割り当てられた本割当株式について、第三者に対して譲渡、質権

の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の割り当てを受けた対象取締役等が、本株主総会の開催日から翌年の定時株主総会の開催日までの期間（但し、割当対象者が執行役員（その他執行役員に準ずるものを含みます。）の場合には、本割当決議日の属する事業年度の開始日から当該事業年度の終了日までの期間。以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、譲渡制限を解除すべき時点において、本割当株式が割り当てられた日の属する事業年度経過後3ヶ月を超えていない場合には、3ヶ月経過後（2026年7月1日）に譲渡制限を解除するものとします。

(3) 本役務提供期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、取締役及び執行役員（その他執行役員に準ずるものを含みます。）のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含みます。）により退任又は退職した場合には、2026年7月1日をもって、本割当株式の譲渡制限を解除します。

② 譲渡制限の解除対象となる株式の数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、役務提供期間開始日を含む月から取締役及び執行役員（その他執行役員に準ずるものを含みます。）のいずれの地位をも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（但し、計算の結果、1を超える場合は1とします。）を乗じた数（但し、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）とします。

(4) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち本譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）②の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。また、対象取締役等が、正当な理由なく取締役及び執行役員（その他執行役員に準ずるものを含みます。）のいずれの地位からも退任又は退職した場合、その他一定の事由が生じた場合には、当該事由発生時から速やかに本割当株式の全てにつき、当社が無償で取得します。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会（但し、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（但し、計算の結果、1を超える場合は1とします。）に本割当株式の数を乗じた数（但し、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡

制限を解除します。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてもなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

但し、上記の定めにかかわらず、本割当株式が割り当てられた日の属する事業年度経過後3ヶ月を経過する日以前（2026年6月30日以前）に組織再編等の効力発生日が到来することとなる本割当株式については、当社は、その全部について譲渡制限を解除することなく当然に無償で取得します。

（6）本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、譲渡担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役等は当社が予め指定する金融商品取引業者（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月24日（当社取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式終値である1,953円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上